

## ＜事業の目的・概要＞

- **米粉製品等の需要拡大や米の輸出拡大**に向けては、その需要を満たすだけの米粉用米、新市場開拓用米等が**安定的に供給されることが重要**。しかしながら、現在は、主食用米の需給状況等を踏まえた作付転換等により、供給が不安定となっているところ。
- このため、**米粉用米、新市場開拓用米等の安定供給**に向けた取組を支援し、**米粉製品等の需要拡大や米の輸出拡大**に向けた環境を整備。具体的には、米の需給変化に即応し、流通事業者が策定する計画に基づき、各段階の関係者が連携しながら、供給力を強化するために必要な取組を支援。

## ＜事業の内容＞

### 1. 需給の変化に即した加工用米等の供給体制の構築

加工用米等の需給安定計画※1を策定した流通事業者が、各年の需給状況に対応しながら、**中長期的に加工用米等の安定的な販売**を行うために、翌年以降※2に販売することを念頭に置いた**加工用米等の保管経費等**を支援します。

- ① 対象作物 : 加工用米・新市場開拓用米・米粉用米
- ② 補助率 : 1/2以内（上限あり）
- ③ 支援対象経費 : 保管経費、集約経費（運送経費を含む）

### 2. 連携体制の構築

流通事業者等の関係者の参画のもとで行う、加工用米等の需給安定計画の策定、生産・販売戦略の検討、取組に必要な調査等を支援します（定額）。

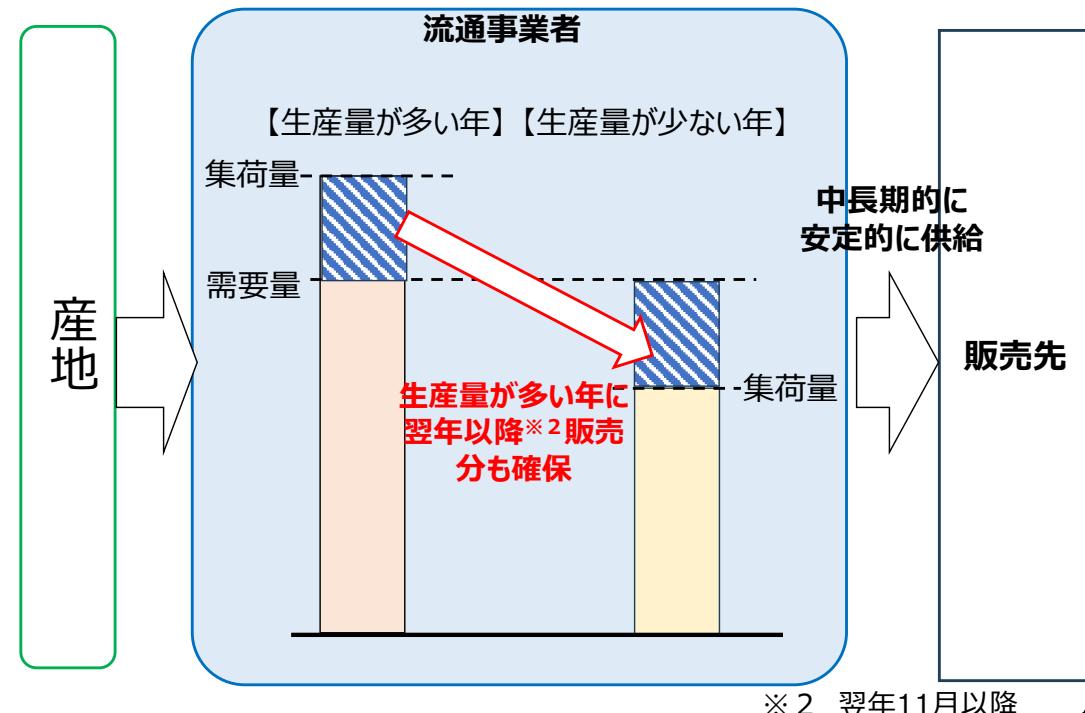
## ＜事業の流れ＞



## ＜事業イメージ＞

### ※1 需給安定計画

- ✓ 流通事業者が策定する、加工用米・新市場開拓用米・米粉用米に関して、需給状況の変化に即した供給を行うために必要な取組内容、目標等を盛り込んだ計画



注：本資料は令和8年度予算の成立を前提としており、今後変更の可能性があります。

# R8年度「米穀需給変化対応事業」の支援対象米穀のイメージ

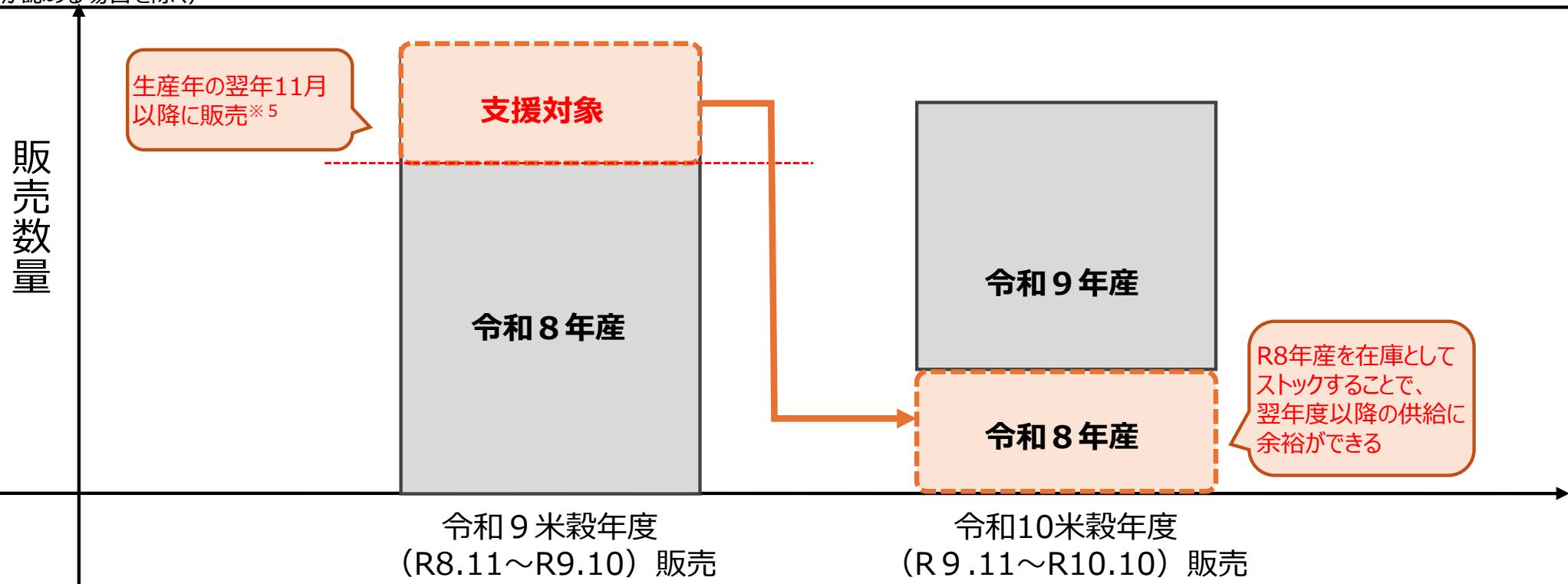
- 「支援対象米穀」は、「令和8年産の加工用米、米粉用米、新市場開拓用米※1であり、生産年の翌年の11月以降に販売するものとして、需給安定計画※2に位置付けたもの」とする。
- 令和9年10月末時点で、支援対象米穀の保管計画数量※3のうち80%以上が保管されていなかった場合（20%より多い数量が既に販売されていた場合）には、補助金返還等の措置を講ずる※4。

※1 「需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領」に定める「加工用米等取組計画書」を提出する必要

※2 事業実施主体が策定する、加工用米・新市場開拓用米・米粉用米に関して、需給状況の変化に即した供給を行うために必要な取組内容、目標等を盛り込んだ計画

※3 需給安定計画において、令和9年10月末まで保管する計画を立てた数量

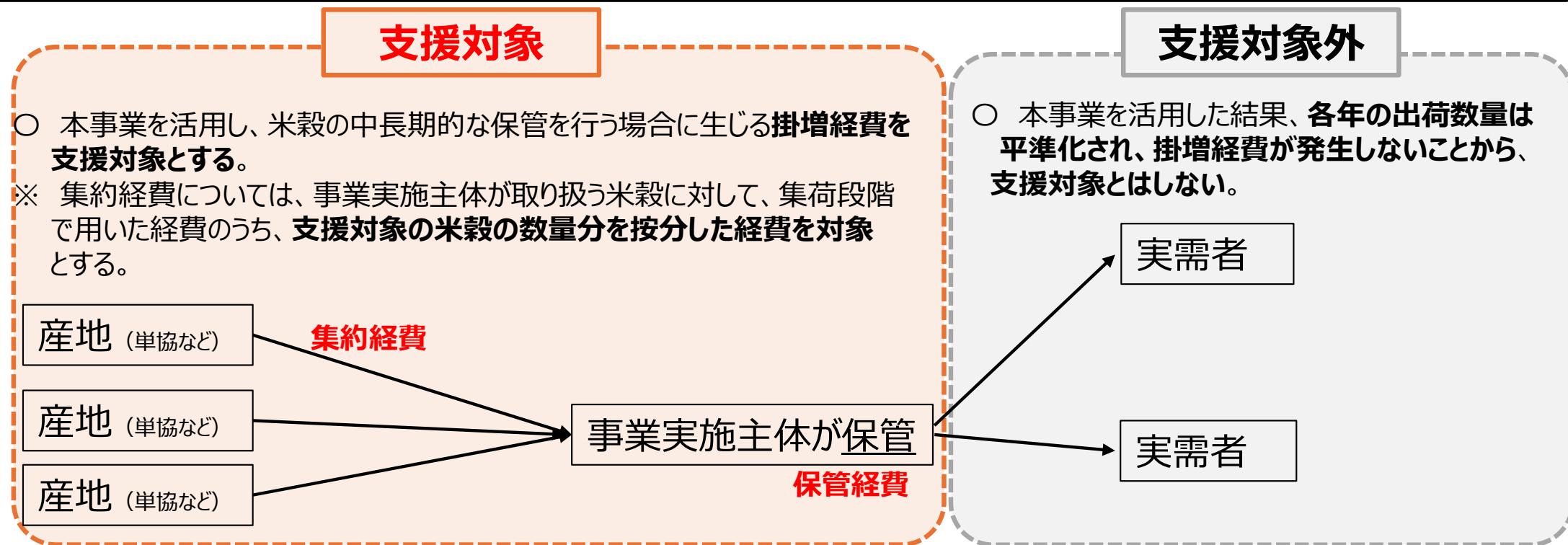
※4 補助金返還を求めるとともに、翌年度（R10年度）事業の対象としない（ただし、事業実施主体の責めに帰さない事情があると農産局長又は地方農政局長等が認める場合を除く）



※5 生産年の翌年の10月末時点で、支援対象米穀の保管計画数量のうち80%以上が保管されていなかった場合（20%より多い数量が既に販売されていた場合）には、補助金返還等の措置を講ずる。

# 支援対象経費のイメージ

- 支援対象経費は、保管経費及び集荷段階の集約経費とする。



## 各経費の支払対象期間・交付時期

経 費	支払対象期間・交付時期
保管経費	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 支援対象期間は在庫として保管することを求めている米穀年度期間（生産年11月～翌年10月末まで。翌年4月以降は翌年度予算で支援）。</li><li>○ 年度末に、当年産の米穀に対する生産年11月～翌年3月末までの保管経費を交付。生産年の翌年4月～10月末の保管経費については、翌年度予算で措置する予定。</li></ul> <p>生産年11月 生産年の予算で支援 翌年3月 翌年4月 翌年度予算で支援する予定 翌年10月末 翌年11月以降に販売</p> <p>生産年の年度内の保管経費を交付 残りの保管経費は翌年度末の交付を想定。</p>
集約経費	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 事業実施年度内に行われる集荷段階における集約経費を支援。</li><li>○ 年度ごとに交付を行う。</li></ul>

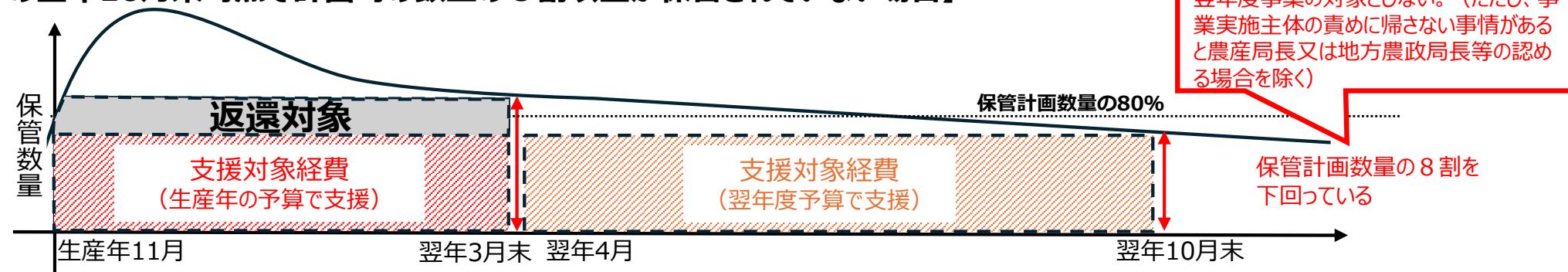
# 保管経費の支援対象のイメージ

- 保管経費については、
  - ①生産年の年度内（生産年の11月～翌年の3月）分については、生産年の予算から支払い。対象数量は、生産年の翌年3月末時点で保管している量を上限とする。
  - ②生産年の翌年度（生産年の翌年4月～10月）分については、翌年度予算から支払い。対象数量は、生産年の翌年10月末時点で保管している量を上限とする。
- ただし、①については、生産年の翌年の10月末時点で保管されている数量が、保管計画数量の80%を切っている場合については、生産年の予算で支援した部分のうち、生産年の翌年10月末時点の保管数量を上回った数量を支援した分を返還。
- また、生産年の翌年3月末時点で、保管されている数量が保管計画数量の80%を切っている場合には、①全体について支援対象外とする。

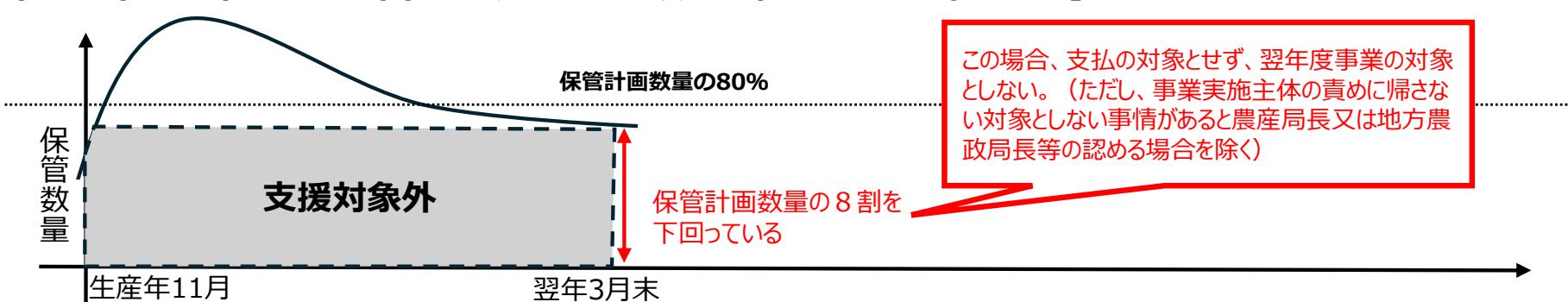
## 【生産年の翌年10月末時点で計画時の数量の8割以上が保管されている場合】



## 【生産年の翌年10月末時点で計画時の数量の8割以上が保管されていない場合】



## 【生産年の翌年3月末時点で計画時の数量の8割以上が保管されていない場合】



# R8年度予算における支援単価・補助率の考え方

- 1/2相当額を支援。ただし、上限単価を設定するものとする。

## ○保管経費等の支援

### ①保管経費

- ・金利料：R8.11～R9.3までに生じる金利料のうち、支援対象米穀に掛かった経費の1/2相当額を対象に支援。**利率は1.875%を上限**とする。
- ・倉敷料：R8.11～R9.3までに生じる保管料のうち支援対象米穀に掛かった経費の1/2相当額を対象に支援。ただし**上限単価は500円／トン・月**とする。

- ②集約経費：集荷の際に生じる集約経費のうち支援対象米穀に掛かった経費の1/2相当額を対象に支援。ただし**上限単価は2,151円／トン**とする。

## ○ソフト経費の支援

本事業の実施に際して必要となる計画策定のための打ち合わせ経費、生産・販売戦略の検討、取組に必要な調査等に必要なソフト経費を定額で支援。  
ただし上限は、180万円とする。

# 事業実施に当たっての留意点

## ○事業実施主体の要件

- ・集荷業者・団体であって、次に掲げる全て満たすものとする  
(1) 需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領における「取組主体」であること  
(2) 事業実施年度の前年産又は前々年産の  
**加工用米の集荷数量が800トン以上、**  
**又は新市場開拓用米の集荷数量が100トン以上、**  
**又は米粉用米の集荷数量が100トン以上であること**  
※ 1つの支援対象米穀で要件を満たした場合、当該米穀に加え、他の用途の米穀についても取り組むことが可能。（例えば、加工用米の出荷数量が800トン以上であり、加工用米について取り組む場合、新市場開拓用米についても取り組むことが可能。）  
(3) 代表者の定めがあり、かつ、組織運営についての規約の定めがあること。  
(4) 事業実施及び会計手続きを適正に行える体制を有していること。

## ○本事業の支援対象とする米穀について

- ・本事業を活用するためには、支援対象として位置づける米穀について、「需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領」に定める**「加工用米等取組計画書」を提出する必要**がある。
- ・本事業の支援対象とする米穀についても、6月30日までに、米加工業者等の実需者と**販売契約等を締結する必要**があるため、**実需者とよく相談いただきたい。**
- ・支援対象米穀は全て「用途限定米穀」となるため、  
関係法令を守る必要があることに留意。

関係法令については  
こちらを確認



遵守事項省令等

需要に応じた米の生産・  
販売に関する要領

# 米穀需給変化対応事業の想定スケジュール（案）

	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
米穀需給変化対応事業						一次公募 （～8月下旬）		審査・割当内示 （～10月初旬）		交付決定前着手届で11月からの支援に対応 交付申請・交付決定 （～11月上旬）
水活関係	コメ新・畠地化要望調査 （～4月末）		水活交付申請書、 営農計画書等の受付 （～6月末）		申請書類の変更 （～8/20）					

## 【参考】年産ごとの申請・精算スケジュールのイメージ

	当年度予算												翌年度予算											
	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
当年産	公募・交付申請								実績確認・精算														実績確認	精算
翌年産									公募・交付申請														保管期間	

※あくまで想定であり、今後修正の可能性があります。